

学校いじめ防止基本方針



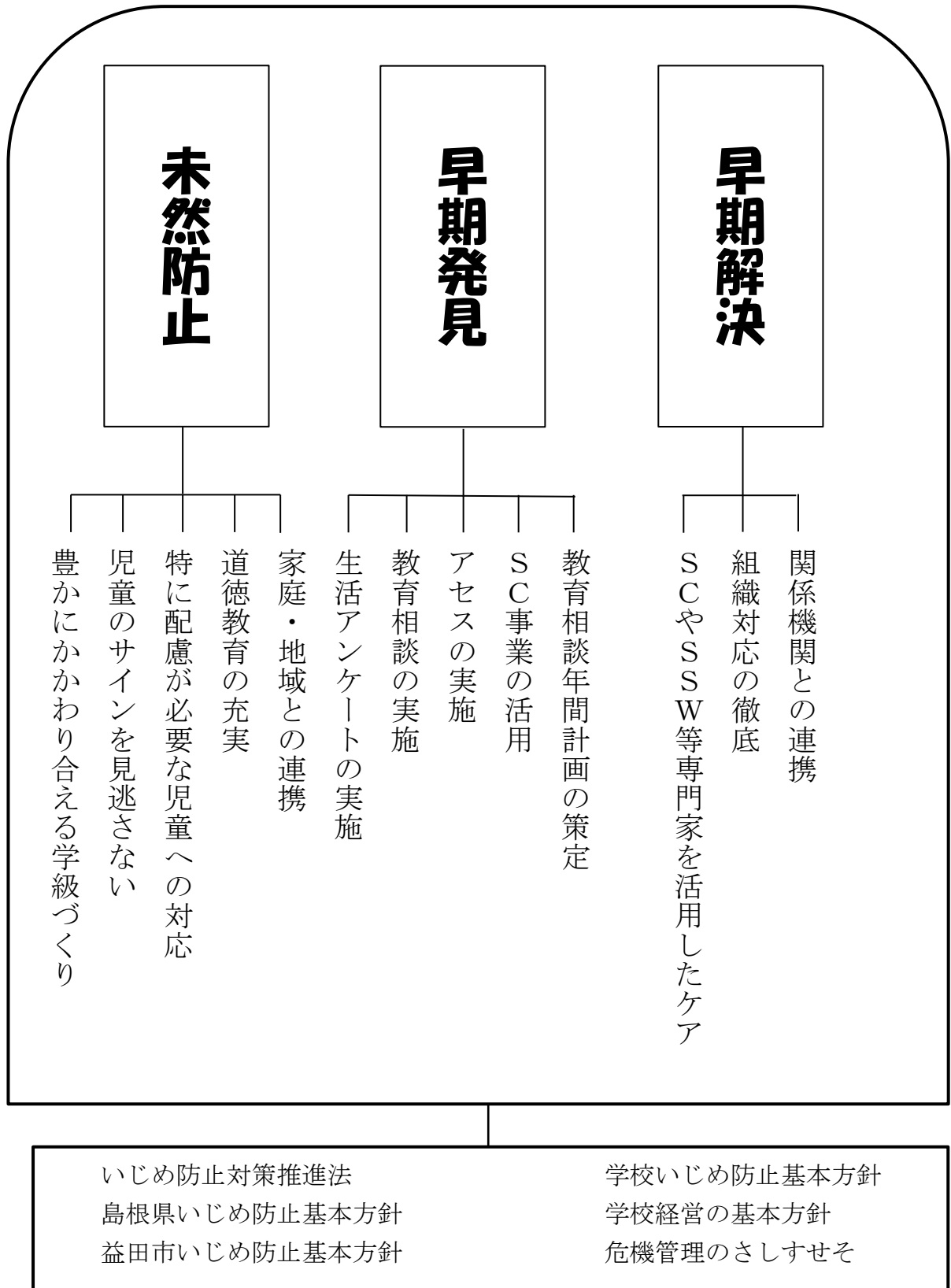
【いじめ対応で大切にしたい「危機管理のさしすせそ」】

さ 最悪の事態を想定して
し 慎重に
す 素早く行動
せ 誠意を持って
そ 組織で対応

令和5年6月
令和6年5月一部改訂

益田市立益田小学校

益田小学校 いじめ問題に対して取り組む「3つの柱」



いじめに対する基本認識

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係(※1)にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響(※2)を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

『いじめ防止対策推進法』

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う、あざける、落書き、物壊し、物かくし、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、メール等による誹謗中傷、噂流し、からかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り、けんか、等

(2) いじめ防止に対する基本的な認識

- ・ いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる。
- ・ いじめの定義には、「力の差」「継続的」「深刻」等の要素は全く含まれない。
- ・ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違いである。
- ・ すべての児童に対して、いじめの未然防止の取組を行う。
- ・ すべての児童を、心の通う人間関係を構築できる社会性のある大人へと育てていく。
- ・ すべての児童に対して、「いじめは決して許されない」ことを繰り返し伝えていく。
- ・ すべての児童が安心できる、安全な生活空間、居場所としての学校作り、基本的自尊感情を持つことができ充実感が感じられる学校生活作りをしなければならない。
- ・ すべての児童に対して、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合い、困ったときに悩みを打ち明けられるような信頼できる人間関係を構築する能力の素地を養っていく。
- ・ 大人の振るまいが子どもに影響を与えることを自覚し、全ての教職員が、襟を正し、子どもの手本となるような人権意識を高めていく努力をしなければならない。
- ・ いじめに対しては「未然防止」「早期発見」「早期解決」の3つの柱で取り組む。

1. いじめ「未然防止」への取組

(1) 豊かにかかわり合える学級集団の育成

- ・親和的、支持的風土の学級づくり
- ・自己有用感を育む学級づくり
→年3回、児童アンケートを実施し、実態を振り返る。
- ・特別活動の充実
→意見の違いや多様な考えを受け入れたうえで合意形成したり、自己決定したりできるようにする。

(2) 児童をしっかり見守り、情報共有の場を設ける

- ・日頃から児童をよく観察し、サインやSOSを見逃さない。
- ・職員会で情報共有の時間を確保する。
- ・年度当初に、教員全体で情報共有会を実施する。
- ・ケース会を適宜実施する。

(3) 特に配慮が必要な児童への対応

- ・特に配慮が必要な児童について、日常的に児童の様子を学校全体で把握し、その特性や状況を踏まえた適切な支援や指導を行うとともに、保護者や家庭との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に実施する。

(4) 道徳教育の充実

- ・道徳科の授業で、いじめに関する授業を年間指導計画に位置づける。
- ・人権・同和教育に関する取組を機会をとらえて行う。

(5) 家庭・地域との連携

- ・PTA総会、懇談等の機会を活かし、児童の課題を家庭と共有する。
- ・学校運営協議会、つろうて子育て協議会、放課後児童クラブ、ボランティアハウス、民生児童委員、学校評議員、通学の見守り隊等と情報交換や協議を行い連携を図る。

2. いじめ「早期発見」への取組

(1) 生活アンケートを実施する。(全校児童対象。年3回)

せいかつアンケート(4～6年用) 1回目

年 組 名 前 ()

問1 新しい学年になってから、あなたの今の気持ちについて、おしえてください。

① 学校が楽しい。	そう思う。	少し 思う。	あまり 。	そう思わない。
② 先生は、あなたの話をよく聞いてくれる。	そう思う。	少し 思う。	あまり 。	そう思わない。
③ 授業がよくわかる。	そう思う。	少し 思う。	あまり 。	そう思わない。

④ クラスの友達がこまっているとき、助けたり、はげましたりしていますか。	そう思う。	少し 思う。	あまり 。	そう思わない。
⑤ クラスの友達によいところを伝えていますか。	そう思う。	少し 思う。	あまり 。	そう思わない。
⑥ クラスの友達は、あなたを助けたら、はげましたりしてくれますか。	そう思う。	少し 思う。	あまり 。	そう思わない。
⑦ クラスの友達によいところを言ってもらっていますか。	そう思う。	少し 思う。	あまり 。	そう思わない。

問2 あなたのまわりの人たちにきてきます。

あてはまる人 すべてに○をつけてください。

あなたに元気がない、すぐに負けてはげましてくれる人はだれですか。	おうちの父。	学校の先生。	友だち。	ちいさの父。
あなたが、なやみや ふんを落してても、いやな顔をしないで聞いてくれる人はだれですか。	おうちの父。	学校の先生。	友だち。	ちいさの父。

問3 あなたは、新しい学年になってから、学校の友だちのだれから、次のようなことをどのくらいされましたか。一番近いと思うところに、○をつけてください。

1週間に、何回も。	1週間に、1回くらい。	月に1～2回。	ぜんぜん、なかった。
-----------	-------------	---------	------------

イ、ぶつかられたり、蹴ふりをして、たたかれたり、けられたりした。

1週間に、何回も。	1週間に、1回くらい。	月に1～2回。	ぜんぜん、なかった。
-----------	-------------	---------	------------

問4 先生にきいてほしいことや話したいことはありますか。

(2) 全児童対象の教育相談を実施する。(全校児童対象。年3回。生活アンケートを基にする)

(3) 「アセス(学校環境適応感尺度)」を実施する。(3年生以上対象。年2回実施)

※「アセス(学校環境適応感尺度)」とは、「生活満足感」「学習的適応」「対人的適応」について、結果分析から個々の児童の集団適応状態を理解(アセスメント)するものです。また、集団としてのクラスの全体的な適応状態をみることもできます。

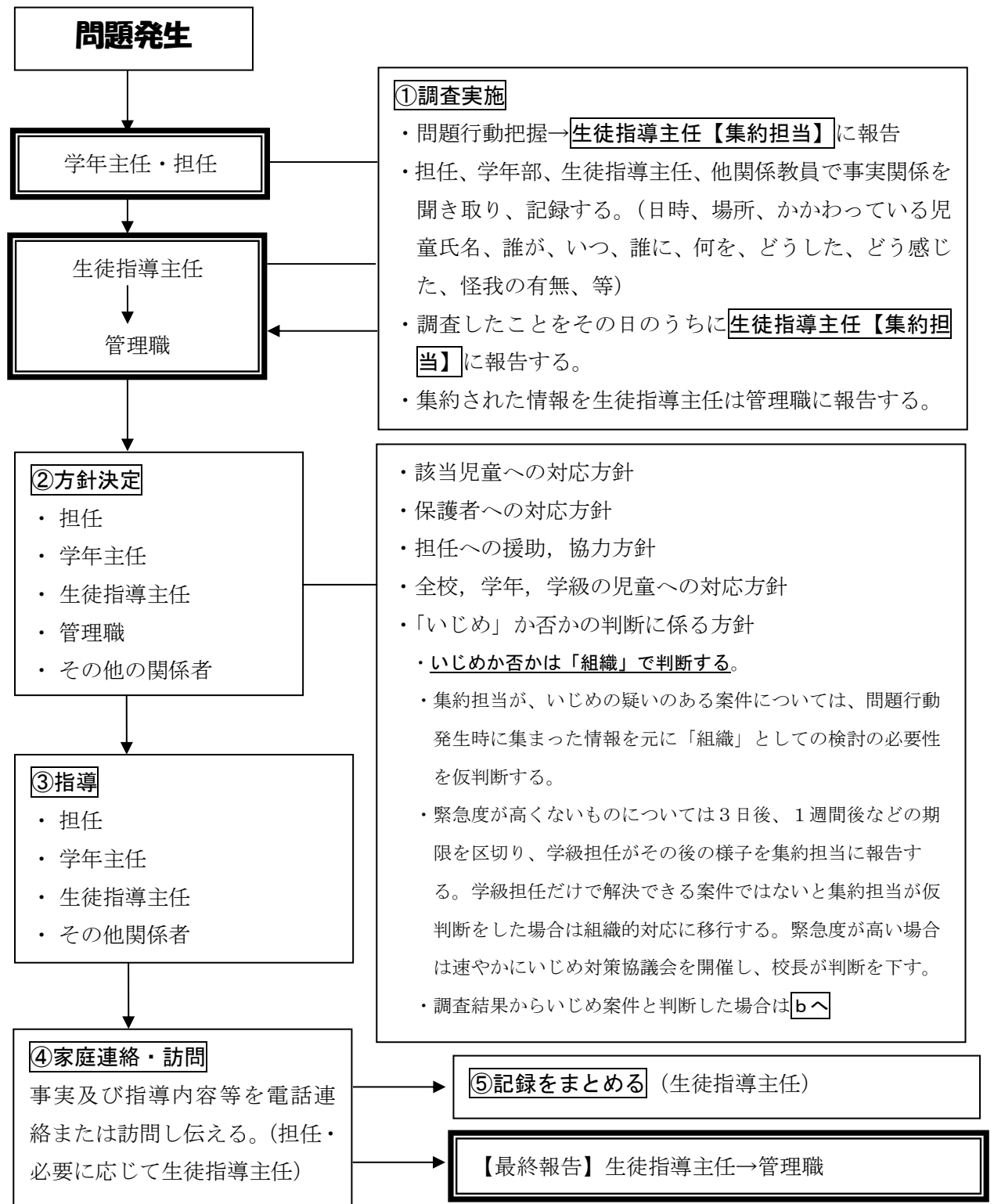
(4) スクールカウンセラー事業、スクールソーシャルワーカー事業を活用する。

(5) 以上の教育相談に係る年間計画(下表)を策定し全教員が見通しを持って取り組む

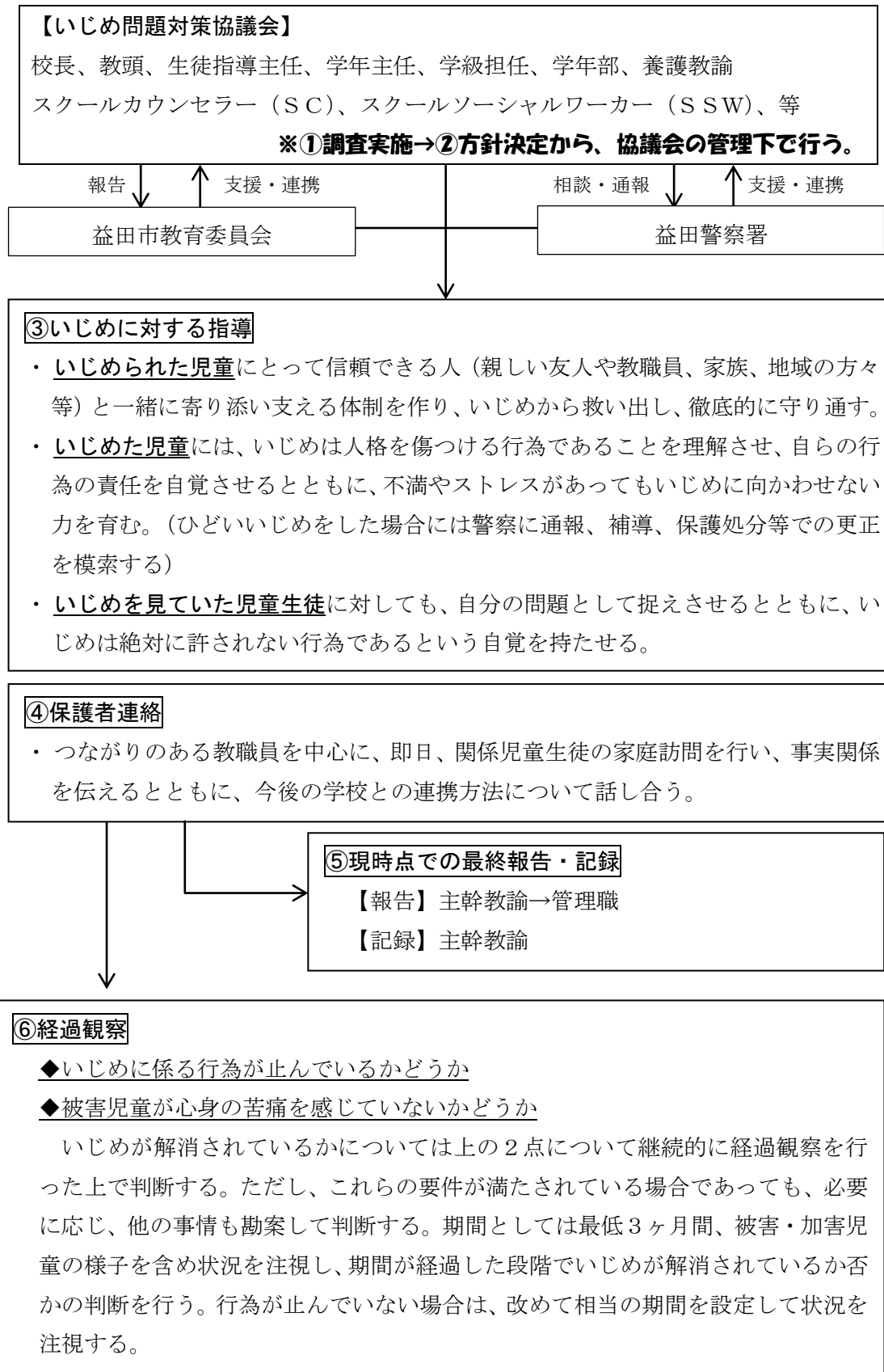
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	随時
児童理解・相談実施	児童情報共有会 (生徒指導・特別支援・健康)	生活アンケート (1回目) ↓ 教育相談 (担任)	学校生活アセス (1回目)				生活アンケート (2回目) ↓ 教育相談 (担任)	学校生活アセス (2回目)			生活アンケート (3回目) ↓ 教育相談 (担任・希望教)		ケース会の開催 職員会での情報共有 SSWとの連携・情報交換
学校行事等	個人懇談 (1回目)			個人懇談 (2回目)					個人懇談 (3回目)		支援計画関連 児童懇談		
関係機関等			民生児童委員との 連絡協議会										ふれあい字級、心のかけ橋、児童相談所等との連携・情報交換
職員研修等				アセス結果分析・ 対応策検討Ⅰ					アセス結果分析・ 対応策検討Ⅱ				

3. いじめ「早期解決」への取組 = 「組織」で対応する

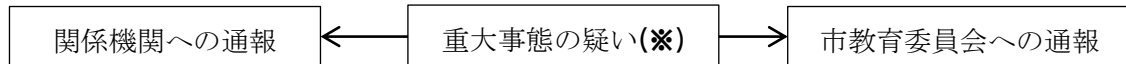
a.) 平常時における問題発生時の校内体制



b.) いじめ発生時における校内体制



c.) 重大事態発生時における校内体制



**※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したも
のとして報告・調査に当たります。**

調査
主体
の
決
定



【いじめ問題対策協議会（学校や教育委員会が調査主体となった場合）】

校長、教頭、主幹教諭、学年主任、学級担任、学年部、授業受け持ち教員、養護教諭、
人権・同和教育主任、児童生徒支援加配教員、ＳＣ、ＳＳＷ等

児童相談所、教育委員会、弁護士、警察 ＯＢ 等（教育委員会の判断の下）

※第三者調査委員会を設けた調査を行う場合もある。

①調査実施

- ・ ＜基本姿勢＞対象児童からの聴取に関しては、徹底して守り通すことを教職員が言葉と態度で示し、被害児童に寄り添うことを第一とする。いじめを行った児童についてはその行動の背景に目を向けるなど教育的配慮の下での指導を行う。事案発生後、詳細な調査をするまでもなく調査主体等の不適切な対応により被害児童及び保護者を深く傷つけた場合、速やかに当該対応の不備について説明し、謝罪等を行う。
- ・ 重大事態が発生した場合、いじめの行為がいつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったかなどの事実関係を、可能な限り明確にする。
- ・ 調査実施前に、被害児童・保護者に対して「調査の目的・目標」「調査主体（組織の構成、人選）」「調査時期・期間」「調査事項」「調査方法」「調査結果の提供」について、調査主体から説明を行う。また、同事項について加害児童及びその保護者に対しても説明を行う。
- ・ アンケート実施の際は、目的を知らせ、結果を被害児童及び保護者に提供する場合があることを予め調査対象者に知らせる。また、可能な限り速やかに実施する。また、状況に応じて無記名で実施することもある。
- ・ アンケート調査や聞き取り調査の際は、被害児童やいじめに係る情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とする。また、加害児童からもしいじめの事実関係について意見を聴取し、公平性・中立性を確保する。
- ・ 調査記録は少なくとも５年間保存する。記録の廃棄については、被害児童及び保護者に説明の上行う。被害児童及び保護者からの意見を踏まえ、保存期限を改めて設定することもある。
- ・ 調査中も、被害児童及び保護者に対して調査の進捗等の経過報告を行う。

②調査結果の説明・公表

- ・調査主体は、被害児童及び保護者に対して、事前に説明した提供の指針に沿って適切に調査結果の説明を行う。
- ・加害児童側への情報提供に係る方針については、被害児童生徒及び保護者に確認した後実施する。
- ・いじめの重大事態に関する調査結果の公表については、被害児童及び保護者に対して公表の仕方及び公表内容を確認する。報道機関等の外部に公表する場合、他の児童又は保護者に対して可能な限り事前に調査結果を報告する。報道機関等の外部に公表しない場合であっても、重大事態の調査結果について他の児童又は保護者に対して説明を行うことを検討する。
- ・調査主体は、被害児童及び保護者に説明した方針に沿って、加害児童及び保護者に対していじめの事実関係について説明を行う。調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害児童が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導していじめの非に気付かせ、被害児童への謝罪の気持ちを醸成させる。

③調査結果を踏まえた対応

- ・被害児童に対して事情や心情を聴取し、当該児童の状況に応じた継続的なケアを行い、被害児童が不登校となっている場合は学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行う。その際、必要に応じてＳＣやＳＳＷ等の専門家を活用する。
- ・調査結果においていじめが認定されている場合は、加害児童に対して個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童への謝罪の気持ちを醸成させる。加害児童に指導を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行う。また、いじめの行為について加害児童に対する懲戒の検討も適切に行う。

★補記【重大事態】とは

- ・いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある事態
- ・いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある事態

（「いじめ防止対策推進法第28条第1項」）